

学生安全教育支援専門部会要項

令和 2年 3月18日

(目的)

第1条 この要項は、電気通信大学全学教育・学生支援機構学生支援センター会議規程第10条の規定に基づく専門部会の設置に関し、必要な事項を定める。

(設置)

第2条 全学教育・学生支援機構学生支援センター会議（以下「センター会議」という。）に、学生の安全教育のための専門部会（以下「学生安全教育支援専門部会」という。）を置く。

(任務)

第3条 学生安全教育支援専門部会は、次の各号に掲げる事項を任務とする。

- (1) 学生の安全教育支援に関する全学的な調整
- (2) その他学生の安全教育支援に関すること

(部会員)

第4条 学生安全教育支援専門部会は、次の各号に掲げる部会員をもって組織する。

- (1) 学生安全教育支援室長
- (2) 学生安全教育支援室員
- (3) 教育研究技師部長
- (4) その他部会長が必要と認めた者

(部会長)

第5条 学生安全教育支援専門部会に部会長を置き、第4条第1号の者をもって充てる。

(事務)

第6条 学生安全教育支援専門部会に関する事務は、学務部学生課において行う。

(その他)

第7条 この要項に定めるもののほか、学生安全教育支援専門部会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、令和2年3月18日から施行する。